

| | |
|-----------|--|
| 会議名 | 板橋区福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式及び第19回協議会 |
| 開催日時 | 令和3年4月22日（木）午前10：00から11：30まで |
| 開催場所 | 第四委員会室 |
| 出席者 | <p>14名</p> <p>[委員 10名]</p> <p>会長、丸山副委員、小泉委員（代理：藤宮氏）、比企亜由美、古木委員、清田委員、金委員、本田委員、河野委員、澤邊委員</p> <p>[事務局：区4名]</p> <p>（福祉部）長谷川障がい政策課長、根本福祉係長、宮地主査、三條主任</p> |
| 会議の公開（傍聴） | 公開（傍聴できる） |
| 傍聴者数 | 0名 |
| 議 題 | <p><委嘱式></p> <p>1 開会宣言</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 区長挨拶</p> <p><協議会></p> <p>1 委員の照会</p> <p>2 会長及び副会長の選出</p> <p>3 道路運送法改正に伴う福祉有償運送の制度改正について</p> <p>4 板橋区における福祉有償運送の必要性について</p> <p>5 「特定非営利活動法人ブリッジ」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新登録申請に係る協議</p> <p>6 その他</p> |
| 配付資料 | <p>資料1 委員一覧</p> <p>資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱</p> <p>資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について</p> <p>資料4 「特定非営利活動法人ブリッジ」の道路運送法第79条の6に関する申請書類等</p> <p>資料5 福祉有償運送の登録に関する処理方針について</p> <p>資料6 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて</p> <p>資料7 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について</p> <p>資料8 協議に当たっての留意点等について</p> |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課福祉係 |

【開会宣言、委嘱状交付】

障がいサービス課長

ただいまより第19回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

開催に先立ち、委嘱状の交付式を行わせていただきます。

(区長から委嘱状交付)

【区長挨拶】

障がいサービス課長

続きまして、板橋区長、坂本健よりご挨拶を申し上げます。

区長

本日は、ご多忙の中、板橋区福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては、この度委員への就任を快くご就任いただきましたこと、誠にありがとうございます。

板橋区では、福祉有償運送運営協議会については、道路運送法の改正を受けまして、都内では3番目に協議会を設置いたしました。平成17年の開催から第1回目を数えて、今回が19回目の開催となります。現在、板橋区には、この協議会でご協議をいただき、福祉有償運送を実施している団体が4団体ございますが、これらは地域の障がい者あるいは高齢者にとって大変重要な交通手段となっております。障がい者や高齢者を支える交通の環境である移動手段につきましては、非常に重要なものと認識しております。

皆様には、この運営協議会において、NPO法人等の福祉有償運送の必要性や、実施の際に旅客から収受する対価あるいは旅客の安全や利便の確保等についてご協議いただきたいと存じます。併せまして、将来に渡る福祉有償運送のあり方につきましても、ご協議いただければ幸いです。

さて、板橋区では「ユニバーサルデザイン推進計画2025」を策定いたしまして、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進しております。また、昨年度につきましては「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」を基本理念とした第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定いたしました。

区といたしましても、すべての区民の皆様が自由に行動し、社会参加できるよう、区民及び事業者が協働することによりまして、板橋区におけるバリアフリーの総合的な推進に

取り組み、障がいのある方の移動の利便の向上に努めて参りたいと存じます。皆様方のご理解とご協力をいただけますようお願い差し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりお礼の挨拶に替えさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員紹介】

障がいサービス課長

区長は公務のため、ここで退席させていただきます。

本協議会につきましては、会議の透明性確保の観点から傍聴を設けております。本日ににつきましては傍聴希望の方はいらっしゃいませんでしたので、ご報告を申し上げます。

それでは、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思ひます。

(委員紹介)

本日は、過半数の委員のご出席をいただひております。本協議会の設置要綱第5条第2項の規定によりまして会議は有効に成立しておりますので、特定非営利活動法人ブリッジ様の更新申請に係る協議を開催させていただきたいと思ひます。

【会長及び副会長の選出】

続きまして、同設置要綱に基づき、協議会委員の互選により、会長と副会長の選出をさせていただきます。推薦のご意見などございましたらお願ひいたします。

(委員の挙手あり)

委員

従来どおり会長は福祉部長にお願いできればと思ひています。いかがでしょうか。

障がいサービス課長

ただいま、委員から榎木委員の推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長は榎木委員にお願いをいたします。

続きまして、副会長につきましては、皆様のご異論がなければ、会長の指名によりお願ひをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(委員全員より了承の声あり)

障がいサービス課長

それでは、副会長につきましては、榎木委員より指名をお願いしたいと思います。

会長

この協議会に関して知見をお持ちでいらっしゃる丸山先生に副会長をお願いしたいと思いますと考えております。

障がいサービス課長

ただいま会長の指名がございましたので、副会長につきましては丸山委員をお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。以降の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

【制度改正】

会長

よろしく願いいたします。

それでは、議題3の福祉有償運送の制度改正について、事務局から説明いたします。

事務局

2020年11月に改正道路運送法が施行され、福祉有償運送の制度改正が行われました。また、改正バリアフリー法が施行されまして、高齢者や障がい者などの移動の円滑化を促進するような取組が強化されてきております。

本日、東京運輸支局の藤宮委員に、制度改正に関しましてご説明をいただいた後、区のニーズの現状をご説明申し上げたいと思います。

それでは、藤宮委員、お願いいたします。

委員

東京運輸支局の輸送担当をしております藤宮と申します。本日、首席運輸企画専門官小

泉の代理として参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単にですが、運送法の改正点についてお話しさせていただきたいと存じます。

追加書類の「道路運送法改正に伴う福祉有償運送の変更点について」に、変更点が2点記載されておりますが、他にもう2点変更点があり、変更点は全部で4点となります。

1つ目が、福祉有償運送、自家用有償旅客運送の種別が今まで3類型となっていたのが、今回改正され2類型になっております。元々、市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、NPO法人が実施する福祉有償運送の3類型だったのですが、交通空白地有償運送とNPO法人が実施する福祉有償運送の2類型に変わっています。

2つ目は資料に載っていませんが、協議関係の多様化です。今までは、地域公共交通会議、協議会、こういった福祉有償運送の運営協議会で協議が整うことが条件になっていましたが、申請者である事業者が持ち回ってそれぞれの委員に合意を得られた場合や、地域公共交通計画に自家用有償旅客運送について記載がある場合には、福祉有償運送、有償運送を実施できるというように多様化されてきております。

3つ目は、今回ご用意いただいた資料の1点目、福祉有償運送の対象の整理です。今まで区分がイ、ロ、ハ、ニの4系だったのが、改正後がイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの7区分に細分化されております。ロの精神保健及び精神障害者福祉、ハの知的障害者、ヘの基本チェックリストに該当する方の3つが増えています。今後は、有償運送の区分に関して、この7区分で協議していただくこととなります。

最後は、改正により新設された事業者協力型自家用有償旅客運送になります。簡単に言うと、NPO法人や市町村がやっている自家用車の有償運送の整備管理や運行管理を、既に事業許可を得ている緑ナンバーのタクシー事業者やバス事業者のノウハウを活用して実施するものになります。現状では、福祉有償運送で、この事業者協力型を実施している団体はありませんが、交通空白地有償運送では事例が1つあり、千葉県いすみ市では、タクシー事業者が存在せず移動手段の無い地域で実施しています。改正は、以上の4点になります。

また、今回の改正で、交通空白地有償運送における利用者について、観光客も旅客の対象にできることが明文化されております。観光客の取扱については、協議会の場でどのようなルールで運用するかについても協議していただく必要性がございます。取り入れる際は、開始される前に協議会の場で話し合ってくださいようお願いいたします。

改正点については、以上となります。

事務局

どうもありがとうございました。

ただいまの制度改正のご案内を踏まえまして、板橋区における移動支援に関する現状やニーズをご説明させていただきたいと存じます。

まず、高齢者分野におきましては、交通不便などという観点から、移動支援の必要性が、区におきましても議論されてきております。路線バスやコミュニティバスといった基礎的なインフラとしての機能に加えて、ニーズに応える支援策としてどのようなものが考えられるのかといった議論がございます。他の自治体の取組といたしまして、巡回タクシーやタクシー代の補助といった方策もご紹介されているところでございます。

区では、昨年度策定いたしました交通政策基本計画の中で、移動支援の考え方といたしまして、公共交通の利用環境整備ということを中心に、路線バス、コミュニティバスに次ぐものとして、タクシーの活用ということも見据えて取組を進めているところでございます。

例えば、区内には、道路幅が狭く路線バスが走れないために、バス停から少々離れているような地域がございます。こうした地域におきまして、区がタクシー乗り場を整備し、利用したい方と空車のタクシーを引き合わせる場の提供という社会実験にも取り組んでございます。

続きまして、障がい分野におけるニーズといたしましては、障がいをお持ちの就学前のお子様に対し個々の発達の状況や障がいの特性に応じて自立した生活ができるように生活能力の維持向上のための訓練を行うような施設である療育機関には、保育園や幼稚園に通うお子様も多く利用されております。日中は保育園に通ってそこから療育機関に移動をされるわけですが、そうした移動についての支援も挙げられているところでございます。

区といたしましても、今後も国の制度の動向などを踏まえながら、高齢や障がい部門、そして交通政策に関する部門が連携いたしまして、高齢者や障がい者の移動支援に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

制度改正に関する説明は以上になりますが、ご質問などはございますでしょうか。

委員

移動支援については論点が多く、観光客のインバウンド、国内の観光客、障がい者、高齢者等交通弱者、介護タクシー、NPO法人の活動などから、今おっしゃっていた保育園

に係る案件まで、話し合うべき範囲がかなり広がってきます。

また、コミュニティバスの話が出ましたが、公共交通会議においても話し合っていくようなことを聞いていますが、論点が複雑になってきています。タクシーにも当てはまりますが、例えば自動運転などについても問題になってきています。ところで、今、板橋区ではコミュニティバスを運行しているのでしょうか。交通の便が悪くバスが来ない場所にタクシーの待機場所をつくるというような話を聞いていますが、コミュニティバス等を活用することはできないのでしょうか。

事務局

現在、板橋区では、公共交通サービスを高めていこうと、一部の地域にはなりますが、赤塚、徳丸、四葉、大門、高島平というところでコミュニティバスを運行しております。

対象地域の拡大というご要望はあるところでございますけれども、ご承知のように、板橋区は大変狭い道路が多いということで、路線網の拡充が難しい状況となっております。

委員

コミュニティバスで、要介護者や障がい者等、福祉が必要な方に対する運送というものも含めて考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局

コミュニティバスにつきましては、基本的には一般のバスと同様の利用方法で運行しております。

委員

赤塚と徳丸以外に、コミュニティバスは何ルート位やっておられるのですか。

事務局

1つのルートの方角を逆転させるような形で、2ルートという捉え方をしております。

委員

分かりました、ありがとうございます。

【板橋区における福祉有償運送の必要性】

会長

それでは、次の議題、板橋区における福祉有償運送の必要性について、事務局から説明をいたします。

事務局

次第4の板橋区における福祉有償運送の必要性について、説明させていただきます。

（資料3に基づき、板橋区の現状、各計画、各種施策、高齢者の状況、障がい者の状況、難病患者の状況、公共交通機関の状況、福祉有償運送の状況を説明）

引き続き、板橋区といたしましては、この有償運送につきましては必要性が高いものと考えておりますが、ご質問などはございますでしょうか。

（意見等なし）

【協議】

会長

それでは、次第の5、特定非営利活動法人ブリッジ様の道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請についての協議に入りたいと存じます。

板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条第4項の規定によりまして、ブリッジの比企委員様及び古木委員様につきましては、ご発言はできますけれども、当該議事決定には参加できないという規定になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、特定非営利活動法人ブリッジ様の道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請及び対価について、ブリッジ、比企様よりご説明をお願いいたします。

NPO法人ブリッジ

特定非営利活動法人ブリッジの比企亜由美と申します。よろしくお願いいたします。

私共は、板橋区南町35-5に所在しておりますブリッジと申します。今回、前回の申請時所有しておりました台数より1台減りまして、4台から3台になりました。運転手も、それに伴い3名となっております。

ご利用いただいている方々は、身体障がい者の方が54名、要介護認定者の方が32名となっております。こちらに関しても、若干減ってはいるという状況です。

利用料金に関しましては、距離制となっております。ここに記載の、3番に記載のありとあり、2キロまでが300円、2キロから2.5キロが400円、2.5キロから3キロが500円、3キロを超えますと1キロごとに100円の加算となっております。乗り合いの場合に関しましては、透析患者様の送迎に限り2名様までは複数乗車を行っております、各利用者様よりご利用料金の半額を徴収するというような形となっております。

現在、透析患者様の送迎が主な活動内容となっております。運転手も年齢層的に若い人が多いというわけではございませんので、年齢を理由に退社をされることがあり、今回1台減っているという状況です。運転手の人数が減ってしまっているというところで、ご利用者様よりご依頼いただいても、近場の通院等しか行えていない現状となっております。

今回、そこにコロナなどもございまして、非接触型の体温計の導入ですとか、都度消毒とか、今まで必要がなかった経費なども出てきているような状態です。

燃料の金額も変動がございますので、金額自体は前回と全く変えていない状態ですが、障がいをお持ちの方や高齢者の方々の移動手段は選択の幅が広がっているとは思いますが、狭い道ですとか簡単にアクセスできるという選択肢がまだまだ不十分な部分もたくさんあると思います。私共もボランティアとして細々ながらも続けていければと思っております。

会長

ご説明ありがとうございました。

ご質問などいろいろ頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

福祉有償運送の更新期間は、事故がなければ3年となっております。

我々の仕事の中で一番恐れているのは事故ですが、事故はありましたでしょうか。

NPO法人ブリッジ

十分気をつけては行っておりますので、基本的にはないです。

委員

二種免許でやっていらっしゃるということで、介助の二種免許に代わる資格があると思いますが、有効期間はあるのでしょうか。大体講習2日位で取れる講習ですよ。

委員

そうです。二種免に代わるもので、2日ぐらいで取れます。有効期間は無いと思います。

委員

それは免許と違うのです。そういう状況だと事故が一番怖いので、乗車時の運行管理の確認が必要です。対面、あるいは、電話で実施されているのでしょうか。二種免許の場合は、必ず対面でやっています。アルコールチェックもやっています。福祉有償運送の場合は、対面ではなく電話でもよかったです。どのように実施されていますか。

委員

タクシーと同じように人を乗せてお金をもらっているので、対面が望ましいです。

ブリッジさんの提出資料で、運行マニュアルがあり点呼方法が確か書いてありました。

運行管理業務の点呼の箇所に、管理責任者は、安全運転を確保するために、運転者に対し、毎朝・夕に、電話にて運行の開始前及び運行終了後に点呼を行うと記載してあります。

委員

私も意見として上げようとは思ったのですが、なるべく対面でやるのが望ましいです。電話だと、相手が飲酒しているとか、具合が悪そうとか、顔を見ないと分からないこともあると思います。ブリッジさんの運行マニュアルには電話にてとありますが、なるべく対面点呼を実施していただけるようお願いできればと思います。

委員

アルコールチェックというのは、二種免の場合も、必ず対面でチェックしています。対面で行えば、ある程度詳細にチェックできます。3台も運行されているですから、チェックが甘くなると困ります。事故が起きないように注意していただければいいですね。

会長

他に何かございますでしょうか。

委員

私の方からお願いしたいことが何点かございます。1点目が、運送しようとする旅客の範囲が、全部にチェックされています。旅客の名簿を見るとイとロだけになっているので、旅客の範囲はあくまでも名簿に載っている方の範囲でお願いします。現状登録には至っていないけれども、予定として入れて貰うのは構わないのですが、いらっしゃらないのであれば、該当しないところは消してください。

次に、定款で法人役員は、理事が3人以上で、監事が1人以上となっています。役員等名簿だと理事しかいないので、監事もいらっしゃるのなら名簿に入れてください。

それと、運行管理の体制等を記載した書類ですが、運行管理の責任者様が比企亜由美様お一人になっていて、亜由美様をご不在の時に代理で点呼を取る方が設定されていない状態となっています。運行管理の責任者の代行者に、急な風邪や熱等でご不在の時に代わりに実施する方を必ず設定していただくようお願いいたします。

ちなみに、運行管理の点呼の面で、電話で点呼する頻度ってどの位でしょうか。

NPO法人ブリッジ

基本的には、皆さん、朝は事務所に来てくれるので、実際に会って点呼することがほとんどで、一応アルコールチェッカーも行っております。3人しかおりませんので、引っかかる人はほとんどいないです。一応対面点呼は行っております。ただし、早朝に送迎が入り実施できない時は、電話になってしまう場合もあります。

委員

ちなみに、朝早い時は戻ったときに点呼を取りますか。

NPO法人ブリッジ

必ず事務所に1日に1回は来るようにしているので、顔は合わせるようにしております。

委員

終わりが始まりのどちらかに点呼を取られるということですね。

NPO法人ブリッジ

そうです。

委員

持込みの車は無いですね。車の持込みでやっている方は、電話で報告されることとかがあるので。自身の車ではないので、自分の家から出発するということはないですね。

NPO法人ブリッジ

そうです。

委員

最後に1点、車検証を見ると、特に車椅子の固定装置がついているとか、車椅子移動車という形状には見受けられないのですが、資料だと車椅子車とカウントされています。固定装置とかスロープとかそういう装置は付いていますか。

NPO法人ブリッジ

全部車椅子対応車になります。スロープは付いています。

会長

そのほか、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

委員

運行マニュアルの日常点検の項目ですが、整備管理責任者、あるいは乗務する運転者が車両の日常点検を実施するとあるのですが、基本的にどなたが日常点検を実施されているのでしょうか。

NPO法人ブリッジ

基本的には、私が行っています。

委員

弊社の話で非常に恐縮なのですが、私共は、乗務員が出庫前に自分の担当する車の日常点検を実施しております。基本的に1人でやっていましたが、1か月位前に、エンジンをかけたまま、ライトなどが付くかどうかをチェックしていたところ、パーキングにちゃんとギアを入れずに車を降り確認していたら、本人曰く、勝手に車が動き出してしまったということがあり、本人もパニックになって、車にきちんと乗らず椅子に座らないで立ったままブレーキかけようとしたら、間違えてアクセル踏んだため駐車場で塀に思い切りぶつけてしまうという事故がありました。それからは、車内点検等を行う場合には、1人で実施するのではなく、必ず同じ時間帯に出庫する乗務員さんと2人でチェックすることといたしました。必ず、1人は車に座って、1人が外へ出てライト等が着いているかをチェックするようにしてくださいと方針を改めました。

基本的に、こういう事故はほとんど起きないと思います。人員体制の関係で、必ず2人で実施するというのは難しいかもしれないのですが、参考にさせていただければと思います。

委員

整備管理と運行管理の両方がお一人で出来ますよね。兼職されているでしょうから。乗務員だけで実施するという事では無いですよね。

委員

それは、無いです。

会長

他にございますでしょうか。

委員

苦情処理簿がありますが、この3年間の中で、利用者からどれ位の数の苦情があり、どのような対応をされたかというのがありましたらお教えてください。

NPO法人ブリッジ

大きいものはあまりないです。繰り返し利用してくださっている方が主なので。新しく私共を見つけ利用される時に、透析患者様の送迎の時間が決められて、そこに時間を割かれてしまうと、それ以外の場所にお連れするのが限られてしまうというところがあります。融通を利かせてほしいというような要望はあるのですが、大体皆様病院に行かれる時は時間が重なってしまいます。終わりの時間も被ってしまっている状況で、行きだけ利用し帰りはご自身で帰っていただくというようなことが時々出てしまいます。行きも帰りもしっかりやってほしいというようなご要望をいただくことがあります。

委員

前回より1台減って、運行実績そのものが少なくなっていると思いますが、利用者の方、若しくは、利用を希望される方のニーズに対して、今の運行実績からすると、ニーズの方が多くて対応できない状態なのか、3台で回せているのか、実態はいかがでしょうか。

NPO法人ブリッジ

依頼自体は大分減りました。利用しようと積極的にご連絡いただく方はあまりいらっしゃらなかったですが、病院、施設とかに連れて行って欲しいという連絡はかなりいただいていたので、金額的に安いため、利用されたいという方が多かったです。

以前のような状態に戻った際には、足りないのかなという気はしています。

委員

もう一点、運行マニュアルの運行管理者が前任者のお名前になっております。恐らく引き継がれたのが今年の4月1日付だと思いますので、修正された方が良いと思います。また、先程ありました様々な点呼とかも、実態に即して対面でやることを前提とし、それができないときに電話というように改正された方がよろしいかと思えます。ご対応の程よろしく申し上げます。

会長

ほかにご意見等いかがでしょうか。

利用者の方として、何かございましたらお願いいたします。

委員

まだ1年位しか利用していないので、今のところ無いですね。

会長

ほかにどうでしょうか。

委員

我々、タクシー事業者も高齢者の介護に係る輸送が多いのですが、障がい者の方の輸送についても利用者が減っているのかもしれませんが、元の状況に戻った時に乗務員さんが足りなくて非常に大変な状態になると思います。頑張っただけ実施していただきたいとします。

会長

ありがとうございました。

ご意見が特にないようでしたら、協議会としての決定をさせていただきたいと存じます。特定非営利活動法人ブリッジ様の更新登録申請と対価につきまして、この協議会の中で協議が整ったものといいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

これで協議が整いましたので、以上で本日の議事を終了させていただきたいとします。大変お忙しい中、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。これをもちまして、第19回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。